

平成 20 年度明石市行政評価の実施結果について

このたび、学識経験者や公募市民など外部委員 5 名で構成される明石市行政評価委員会で行政評価（事務事業、指定管理業務）が行われ、その評価結果がまとまりました。

1 事務事業評価

(1) 対象事業及び評価方法

市が実施する約 1,000 の事務事業のうち、見直しの効果が期待できるなどの観点から委員会自らが 10 の評価対象事業を選定しました。評価項目は事業の「必要性」及び「有効性・効率性」とし、必要性については、事業そのものが必要かどうかという一般的な必要性に加えて、当該事業を市が担うべきかどうかといった事業の実施主体についての判断も含めて評価し、また、有効性・効率性については、事業によっては「有効性」と「効率性」を分けて評価することが難しいものがあるため、「有効性・効率性」を一体として評価することとしました。そして、評価シートに基づく所管課ヒアリングを実施し、総合評価を行ったものです。

(2) 評価結果

評価結果は、10 事業のうち A 評価が 9 事業、B 評価が 1 事業で、C 評価、D 評価となった事業はありませんでした。

No	事務事業名	所管課	評価項目		総合評価
			必要性	有効性・効率性	
1	CATV 放映事業	広報課	A	B	B
2	文書管理事務事業	総務課	A	A	A
3	庁舎維持管理事業	管財課	A	A	A
4	生涯学習センター維持管理事業	生涯学習センター	A	A	A
5	麻しん・風しん予防接種事業	地域医療課	A	A	A
6	破碎選別施設運営事業	明石クリーンセンター	A	A	A
7	中小企業融資対策事業	商工労政課	A	A	A
8	街路灯新設・維持管理事業	道路管理課	A	A	A
9	二見浄化センター維持事業	下水道施設課	A	A	A
10	学校給食一般運営事業	体育保健課	A	A	A

(評価凡例)

評価項目（必要性、有効性・効率性）

- A：認められる
- B：あまり認められない
- C：認められない

総合評価

- A：計画どおりに事業を進めることが適当
- B：事業の進め方の改善の検討
- C：事業規模、内容又は実施主体の見直しの検討
- D：休・廃止の検討

2 指定管理業務評価

(1) 評価結果及び評価方法

平成 19 年度指定管理者制度を導入した 6 つの対象施設の 3 指定管理業務について、所管課による「顧客満足度」、「事業達成度」及び「収支状況」の 3 項目の評価（第一次評価）に加えて、「市の指導・監督状況」、「市民サービスの向上」の 2 項目について、評価シートに基づく所管課ヒアリングを行い、第二次評価（外部評価）として実施したものです。

(2) 評価結果

評価結果は、「市の指導・監督状況」は、A 評価が 1 業務、B 評価が 2 業務で、C 評価となった業務はありませんでした。また、「市民サービスの向上」も、A 評価が 1 業務、B 評価が 2 業務で、C 評価となった業務はありませんでした。

NO	施設名	指定管理者名	所管課	評価項目	
				市の指導・監督状況	市民サービスの向上
1	文化博物館	乃村工藝社・NTT ファシリティーズ共同事業体（代表）(株)乃村工藝社 （構成）(株)NTT ファシリティーズ	文化施設課	A	B
2	高齢者ふれあいの里（中崎・大久保・魚住・二見）	DST・DHS・NTTF 共同事業体（代表）大新東(株) （構成）大新東ヒューマンサービス(株) （構成）(株)NTT ファシリティーズ	高年福祉課	B	B
3	少年自然の家	(株)小学館集英社プロダクション	青少年対策課	B	A

（評価凡例）

市の指導・監督状況

- A：適切な指導・監督が大いに認められる
- B：適切な指導・監督が認められる
- C：適切な指導・監督があまり認められない
（改善指導等が必要）

市民サービスの向上

- A：市民サービスの向上が大いに認められる
- B：市民サービスの向上が認められる
- C：市民サービスの向上があまり認められない
（市民サービスの向上の取り組みが必要）

3 評価結果の取り扱い

今回の行政評価結果を受け、事務事業評価において、総合評価が B 評価とされた事業については、事業の進め方の改善を検討し、今後の予算編成などに反映させるよう努めます。また、総合評価が A 評価とされた事業についてもその必要性や有効性・効率性について不断の見直しを行い、適正な事務執行に努めていきます。

一方、指定管理業務については、全ての施設において適切な指導・監督と市民サービスの向上が認められましたが、今後とも、指定管理者の優れたノウハウを吸収、蓄積し、その検証、研究に努め、より一層市民サービスが向上するよう、指導・監督を徹底していきます。

なお、評価結果については、市議会に報告するとともに、市のホームページや広報紙等を通じて市民へ公表します。